

神石高原町第8期高齢者プラン

(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画)

概要版

令和3（2021）年3月

神石高原町

1 計画策定の趣旨

平成 12（2000）年度に介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度は 20 年が経過し、予防システムの確立や地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの設置など、地域において可能な限り、安心して生活できる制度として、その歩みを進めています。

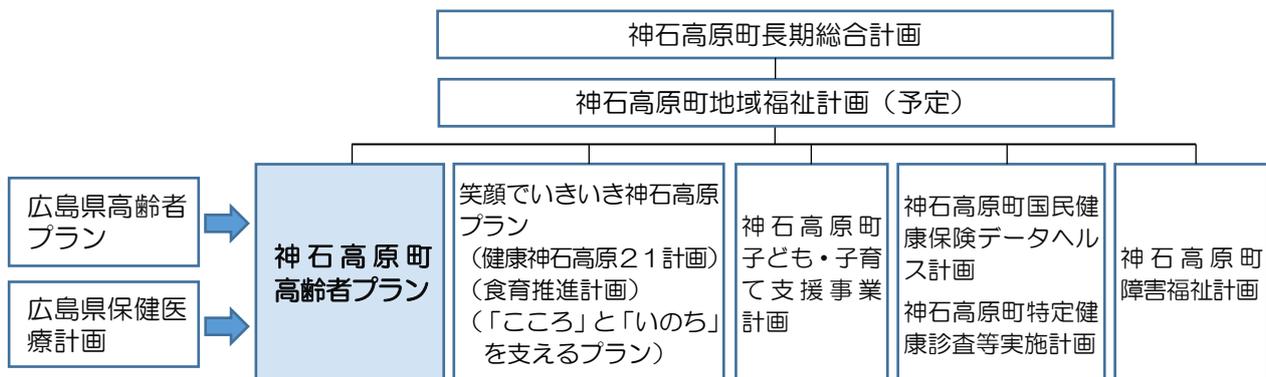
第 7 期高齢者プラン（平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度）では、高齢者の住み慣れた地域での生活を支援するため、自立支援・重度化防止に向けた取組、認知症施策の推進などの「地域包括ケアシステムの推進・深化」を基本目標として、介護保険制度の維持可能性を確保できるよう、さまざまな施策の推進に努めているところです。第 8 期計画も引き続き、これらの方針に基づいて取組を進めていく必要があります。

本町でも、人口が減少する一方で、高齢化率の増加が見込まれ、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するために、医療・介護の連携に加え、生活支援サービスや住民の支え合いなどによる地域包括ケアシステムの推進が求められています。

本町では、これまでの地域包括ケアシステム強化に向けた取組を継承し、高齢者一人ひとりが輝き、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの推進・深化に向けて、「神石高原町第 8 期高齢者プラン」を策定することとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業計画を一体のものとし、「地域包括ケア計画」として策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度の 3 年間とします。

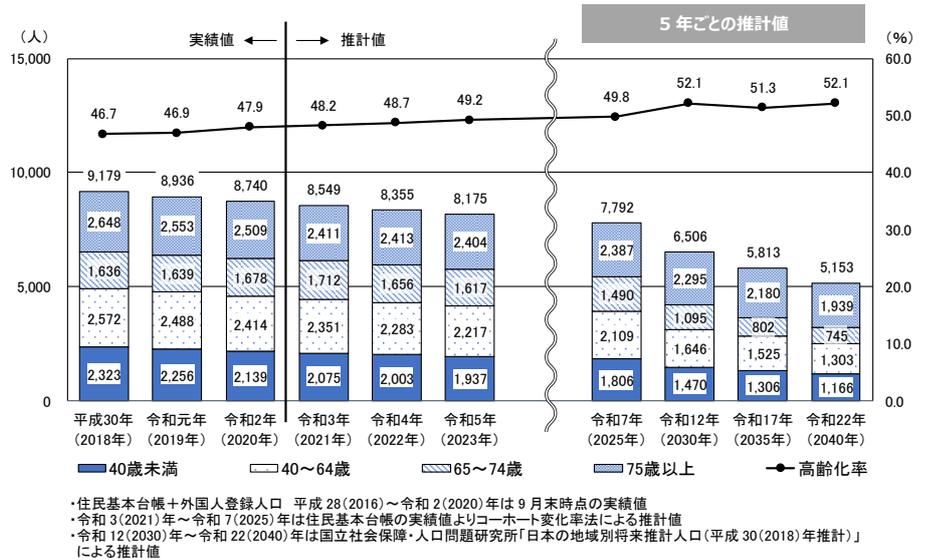
団塊の世代が 75 歳以上になる令和 7（2025）年、更にいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる令和 22（2040）年を見据え、中長期的な視野に立った計画を策定します。



4 高齢者を取り巻く状況

(1) 高齢者人口の推移と推計

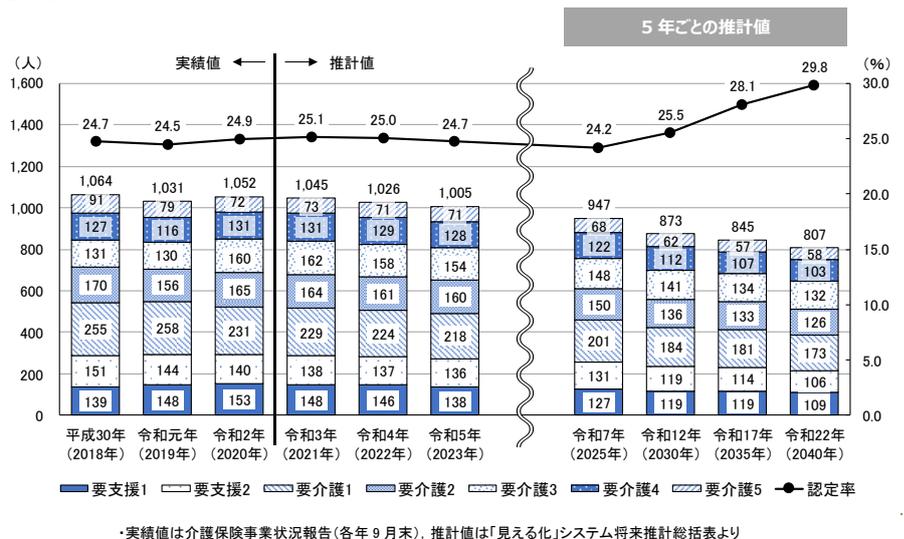
町の人口は減少しており、令和7(2025)年では7,792人、令和22(2040)年では5,153人になると推計されます。その中で高齢化率は上昇していき、令和7(2025)年で49.8%、令和22(2040)年では52.1%と町の総人口の半数以上が高齢者(65歳以上)になる見込みです。



(2) 要介護等認定者数の推移と推計

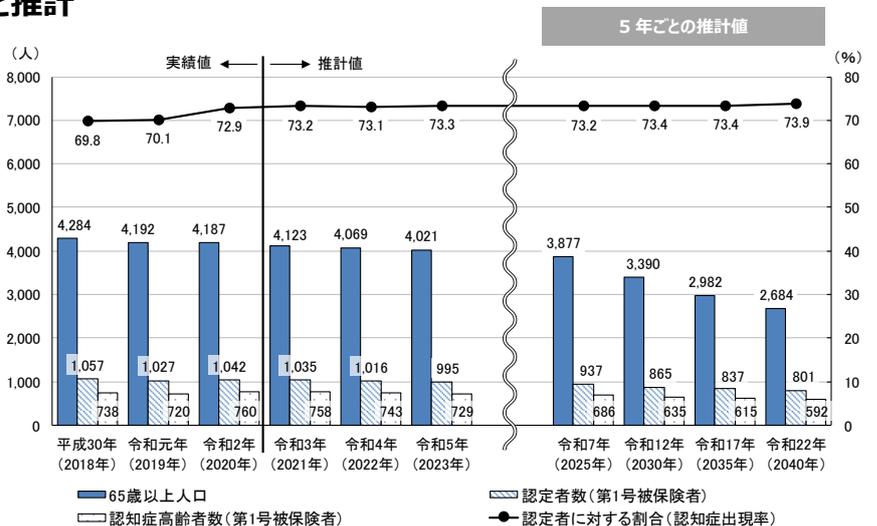
要介護(要支援)認定者数の推計をみると、第8期(令和3(2021)年~令和5(2023)年)中は横ばい傾向で推移するものと見込まれますが、令和7(2025)年では947人、令和22(2040)年では807人になると推計されます。

認定率は25%前後で推移していきませんが、令和22(2040)年では29.8%になると推計されます。



(3) 認知症高齢者数の推移と推計

認知症高齢者数(認知度IIa以上)は、令和2(2020)年度で760人となっています。推移を見ると認知症高齢者数は減少傾向にありますが、認定者に対する認知症高齢者の割合(認知症出現率)は73%前後のまま推移する見込みです。



5 計画の体系

基本理念

高齢者一人ひとりが輝き、緑豊かな住み慣れた地域で、
安心して暮らせる神石高原町

基本目標

地域包括ケアシステムの推進と深化

基本方針

項目

<p>1</p> <p>介護予防・健康づくり等の推進</p>	<p>①介護予防・健康づくりの推進</p> <p>②高齢者の社会参加・生きがいのづくりの推進</p>	重点 取組		
	<p>2</p> <p>安心できる在宅生活の支援</p>	<p>①生活支援の充実</p> <p>②多様な住まいの提供</p> <p>③高齢者にやさしい地域づくり</p>		
	<p>3</p> <p>地域包括ケア体制の強化</p>	<p>①自立支援・重度化防止の推進</p> <p>②地域共生社会の推進</p> <p>③地域包括支援センターの機能強化</p> <p>④医療・介護連携の強化</p>	重点 取組	
		<p>4</p> <p>「共生」と「予防」の認知症施策の推進</p>	<p>①普及啓発と予防</p> <p>②医療・ケア・介護サービス・介護者への支援</p> <p>③認知症バリアフリーの推進</p>	重点 取組
			<p>5</p> <p>介護保険サービスの充実</p>	<p>①介護人材の確保と業務効率化</p> <p>②介護給付の適正化</p> <p>③保険者機能の強化</p>

6 施策の展開

1 介護予防・健康づくり等の推進	
①介護予防・健康づくりの推進 重点取組	○介護予防・健康づくりの啓発 ○介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ○健康づくりの推進 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
②高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進	○協働支援センター連携強化 ○地域資源マップ等の活用 ○地域のサロン支援 ○老人クラブ ○シルバー人材センター ○敬老事業（敬老会）の充実
2 安心できる在宅生活の支援	
①生活支援の充実	○福祉意識の醸成 ○地域福祉活動の推進 ○生活支援体制整備事業の推進 ○高齢者の見守り活動の推進 ○高齢者外出支援の充実 ○在宅生活支援の充実 ○介護者支援の充実
②多様な住まいの提供	○多様な住まいの提供
③高齢者にやさしい地域づくり	○防災対策の充実 ○交通安全対策の充実 ○防犯・消費者被害防止対策 ○ユニバーサルデザインの推進 ○災害・感染症対策の推進
3 地域包括ケア体制の強化	
①自立支援・重度化防止の推進 重点取組	○介護支援専門員の資質の向上 ○自立支援型地域ケア個別会議における ケアマネジメント支援 ○地域リハビリテーション体制の推進
②地域共生社会の推進	○障害者及び子育て支援部署との連携強化 ○共生型サービス指定の推進 ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築
③地域包括支援センターの機能強化	○地域包括支援センターの評価を通じた業務改善や体制整備の推進 ○高齢者の権利擁護の推進 ○高齢者の虐待防止の推進
④医療・介護連携の強化	○医療提供体制の充実 ○在宅医療・介護連携の推進
4 「共生」と「予防」の認知症施策の推進 重点取組	
①普及啓発と予防	○認知症を理解する講演会 ○認知症サポーター養成とキャラバンメイトの活動 推進（チームオレンジの整備） ○認知症予防教室（脳いきいき教室）
②医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	○認知症初期集中支援チーム ○認知症地域支援推進員 ○認知症予防カフェ
③認知症バリアフリーの推進	○認知症高齢者等見守り訪問事業 ○高齢者等 SOS ネットワーク事業の 推進 ○若年性認知症の人への支援
5 介護保険サービスの充実	
①介護人材の確保と業務効率化	○介護人材の確保 ○業務の効率化
②介護給付の適正化	○介護給付の適正化に向けた取組（主要5事業） ○介護給付費適正化の取組事項（その他の取組）
③保険者機能の強化	○保険者機能強化推進交付金の活用 ○介護保険保険者努力支援交付金の活用

7 計画の目標一覧

施策	指標	令和2（2020）年度 現状	令和5（2023）年度末 目標
1 介護予防・健康づくり等の推進			
	軽度認定率（要支援1,2及び要介護1の認定率）	12.5%	12.5%以下（維持）
	通いの場の参加者の割合	15.7%	18%
2 安心できる在宅生活の支援			
	町内の高齢者居住施設入居率	67%	80%
	避難行動要支援者名簿の登録率 （平常時から名簿情報を提供することに同意した人の率）	61.9%	65%
3 地域包括ケア体制の強化			
	地域ケア個別会議におけるケアマネジメント支援	年2回開催	年6回開催
	（地域リハビリテーションに関すること） 「生活機能向上連携加算」算定者数	0人	10人
	ACP普及推進員の配置	0人	2人
4 「共生」と「予防」の認知症施策の推進			
	チームオレンジの設置	0か所	4か所
	高齢者等 SOS ネットワーク事前登録者数	12人	30人
5 介護保険サービスの充実			
	ケアプラン点検の実施	第7期計画期間中に 町内全事業所	第8期計画期間中に 町内全事業所（継続）
	介護サービス事業所の実地指導件数	年間2件	年間3件

8 介護保険料

本町の第8期介護保険事業計画期間の介護保険料は、次のとおりとします。

第1号被保険者 保険料基準月額	6,160円
----------------------------	---------------

所得段階	対象者	基準額に 対する 割合	第8期保険料（円）	
			月額	年額
第1段階	生活保護を受給している人 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.5 (0.3)	3,080 (1,848)	36,960 (22,176)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	0.75 (0.5)	4,620 (3,080)	55,440 (36,960)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	0.75 (0.7)	4,620 (4,312)	55,440 (51,744)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.9	5,544	66,528
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	1.0 (基準額)	6,160	73,920
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が60万円未満の人	1.1	6,776	81,312
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が60万円以上120万円未満の人	1.2	7,392	88,704
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	8,008	96,096
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	9,240	110,880
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上430万円未満の人	1.7	10,472	125,664
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が430万円以上の人	1.9	11,704	140,448

※（ ）内は、軽減後の額。引き続き、公費を投入して低所得者の保険料負担軽減を実施する予定です。
網掛け部分は、町で設定した段階。

【参考】第1号被保険者介護保険料の推移

区 分	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
保険料基準額月額	3,100円	3,583円	4,160円	4,720円	5,500円	5,900円	6,160円	6,160円
保険料基準額増減率		15.6%	16.1%	13.5%	16.5%	7.3%	4.4%	0.0%

9 計画の推進

(1) 計画の広報

町の広報紙、ホームページに本計画について掲載するとともに、概要版を作成し、関係各署に配布し、本計画の周知・啓発を図ります。

また、計画の進捗状況について、毎年の広報紙やホームページにて公表を行います。

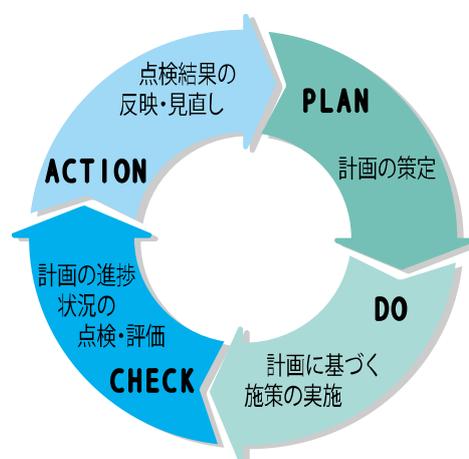
(2) 計画の推進のための連携

町、社会福祉協議会、町立病院等医療機関、介護保険サービス事業者、自治振興会、協働支援センター等が相互に連携を深め、地域包括ケアの推進と深化を図ります。

(3) 計画の評価

① 計画のPDCAの実施

施策や事業の進捗は、数値目標などによって評価します。PDCA サイクル（計画【PLAN】—実施【DO】—評価【CHECK】—見直し【ACTION】）により、毎年、取組結果などから各事業の進捗状況や課題などを把握し、評価を行います。



② 評価における体制

「神石高原町高齢者プラン策定委員会」が引き続き、毎年1回、評価するための委員会を継続し、5項目11件の達成目標のほか、給付の状況、サービス体制の進捗、地域包括ケアシステムの進捗状況などについて、評価を行い、改善を図ります。

また、地域ケア会議において、計画の進捗や地域の課題について検討し、評価や協議をするとともに、政策の提言を行い「神石高原町高齢者プラン策定委員会」で検討します。

神石高原町第8期高齢者プランの内容に関する問い合わせ先

神石高原町保健福祉課 〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小畠 2025 番地
TEL 0847-89-3535 FAX 0847-85-3541